

ニホンザル管理計画(素案)に対する意見とそれに対する県の考え方

1 募集期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月20日（木）まで

2 意見の件数

2名、29件

	意見の内容	意見に対する県の考え方
○管理の目標等に関すること（5件）		
1	「自然植生」「森林の現況」「耕作地の利用状況」は、県地図上図示の資料掲載し、図1図2との対比比較が可能にして頂ければと思います。	お示しのデータは計画に関連する背景指標であり、地図上への図示等の資料掲載は省略します。
2	「ICTを活用した捕獲に取り組み始めた市町がみられる。」というのであれば当該市町と取り組み開始時期を明示すべきと考えます。又、「ICT」の語句説明記載願います。	個別の取組について、市町名の記載はしません。 なお、用語解説を追加しました。
3	表2は、地域別の指標（繁殖数を示すものではないが地域性を示すデータ）なので、何らかの形で分かりやすい図示（推移の折れ線グラフ、直近データの地図上図示（捕獲数多い市町地域ほど濃い色表示））資料掲載を御願ひ致します。	ご意見について、参考とさせていただきます。
4	「一部ではあるが、モンキードッグを導入している市町もあるほか、複数の対策を組み合わせる総合的な被害対策として取り組んでいる市町もある。」というのであれば当該市町と取り組み開始時期を明示すべきと考えます。	個別の取組について、市町名の記載はしません。
5	図5「第一種」「第二種」の違い/意味が分かりません説明追加願います。	用語解説を追加しました。
○その他に関すること（24件）		
1	本文内年代記述が、一部西暦元号併記、多くが元号のみとなっており、時系列等分かりにくくなっております。年代記述	西暦和暦併記で統一しました。 一部図表においては、見やすさを考慮して、和暦のみの標記としています。

	を全て西暦元号併記又は西暦のみの記載とされます様宜しくお願い致します。	
2	本文中、専門用語、行政用語が散見されます。「語句説明／語句解説」付記願います。	用語解説を追加しました。
3	「狩猟の実施」の為には「狩猟個体の処理」の適正化（狩猟者個人に任せない対応、資源化、等々）も必要と考えます。	サルは狩猟対象鳥獣ではありません。
4	当該案件、隣県（島根県、広島県）からの流入、というのではないのでしょうか。もし考えられるのならば「隣県との協力」も施策に明示すべきと考えます。	生活域が県境に跨る個体群もありますので、隣県との生息地の情報共有を図りながら加害レベルに応じた対応を行っていくこととします。
5	当該計画（素案）、「第3期」となっておりますので前回「第2期」の事業計画が存在するはずです。 意見を求めるならば、「第2期」と「第3期」のどこが異なっているのか、変更理由含めての提示が必須、と考えます。 上記内容明示の上で再度意見募集実施願います。	当計画は、直近の生息状況、捕獲状況、農林業被害額等を基に、5年後の管理目標等を計画するため、前回計画との比較は行いません。 なお、意見の再募集は行いません。
6	『パブリック・コメント/県民意見募集について、前回分が存在する案件は前回との違いを、理由を含めて明示が必要』という内容の意見をここ数年間県のパブリック・コメント/県民意見募集に出し続けております。今回当「第3期」計画(案)のパブリック・コメント/県民意見募集に、「第2期」との違いとその理由が明示されていない理由を御説明願います。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 当計画は、直近の生息状況、捕獲状況、農林業被害等の現状を基に、5年後の管理目標等を計画するため、前回計画との比較は行いません。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
7	岩国市錦町は西中国山地に位置し、本州最西端の貴重なブナ林があり、そこには貴重な生き物が生息しています。 その貴重な場所に、昨年、西中国ウインドファーム事業が持ちあがり、高さ150メートルを超える巨大風車を30基以上、建設する計画です。 巨大な風車建設は、大規模な自然破壊	本計画は鳥獣保護管理法に基づき、農林業等へ影響を及ぼすニホンザルについて、その生息数を適正な水準まで減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させるための管理計画として定めるものであり、法律上の位置づけとして開発事業を規制するものではありません。

	<p>を行うので、開発地のニホンザルはその場所で生息できなくなり、山を下る事が予想され、農作物や人的被害が増える可能性が非常に高いです。</p> <p>以上の事から、西中国ウインドファーム事業を許可しない、またはその場所を開発しない様、管理計画を有効な内容にして下さい。</p>	<p>個別の開発事案については、関係法令に基づき、それぞれ適切に対応することとなります。</p>
8	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 11 案件実施 (1/4 時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考えます。</p> <p>又、本文各所に記述不足があると感じます (前述)。期間の延長、又は期間内提出意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、パブリック・コメントの他に、市町や関係団体等に意見聴取するとともに、学識経験者や関係団体等で構成する審議会に諮問するなど、幅広く県民の皆様や関係者の意見を聞いており、募集期間の延長や再実施は考えておりません。</p>
9	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
10	<p>前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
11	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含</p>	

	<p>んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
12	<p>同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
13	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
14	<p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
15	<p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>
16	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願います。</p>
17	<p>前述御返答内容に関わらず、11 案件集中・期限通常通り 1 ヶ月での意見募集では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>
18	<p>県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があ</p>

	<p>る、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p>	
19	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（令和3年12月29日の中国新聞、令和4年1月5日の山口新聞「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。大きさについては、各紙面をご確認ください</p>
20	<p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p>	
21	<p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中（案件詳細は県ホームページ御確認）」と言った記述もありませんでした。上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願います。</p>	
22	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p>	
23	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2・3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じ</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>

	<p>ます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
24	<p>パブリック・コメント（県民意見の募集）は、いずれも募集期間締切 1/20 で募集実施となっている。</p> <p>一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っている。</p> <p>もし、文書閲覧可能施設が一か所であれば臨時休業となっているのであれば、募集期間の延長を実施すべきと考える。</p>	<p>本計画（素案）に係る公開資料の閲覧場所は、いずれも休業しておりません。</p>